

## < 参 考 >

※本資料は、個別意見の内容確認等にあって参考となる集計結果等をまとめたものであり、官公法第9条に基づく意見書には含まれない。

## < 参 考 >

- I 令和7年度各省各庁営繕計画書の概要…………… 参 - 1
- II 令和6年度実施施設整備の現況等調査結果の概要…………… 参 - 11

# I 令和7年度各省各庁営繕計画書の概要

各省各庁の長から送付された営繕計画書に記載されている営繕計画を実施するための所要経費（計画工期が複数年度のものとは令和7年度分に限る。以下「計画額」という。）の総額は、495,050,145千円で、その会計別内訳を表1に示す。

なお、PFI方式による事業の計画額は、7,281,860千円である。

表1 令和7年度会計別計画額

（単位：千円）

| 各 省 別     | 一 般 会 計     |             | 特 別 会 計    | 合 計         |
|-----------|-------------|-------------|------------|-------------|
|           | (1)         | (2)         |            |             |
| 合 同 庁 舎   | 7,392,980   | 0           | 3,583,163  | 10,976,143  |
| 国 会       | 2,006,933   | 2,859,685   | 0          | 4,866,618   |
| 最 高 裁 判 所 | 11,059,528  | 0           | 0          | 11,059,528  |
| 会 計 検 査 院 | 206,110     | 0           | 0          | 206,110     |
| 内閣及び人事院   | 7,463,885   | 0           | 0          | 7,463,885   |
| 内 閣 府     | 27,625,049  | 0           | 0          | 27,625,049  |
| デ ジ タ ル 庁 | 0           | 0           | 0          | 0           |
| 復 興 庁     | 17,292      | 0           | 0          | 17,292      |
| 総 務 省     | 6,434,925   | 0           | 0          | 6,434,925   |
| 法 務 省     | 27,050,826  | 73,298,497  | 0          | 100,349,323 |
| 外 務 省     | 15,828,678  | 47,765      | 0          | 15,876,443  |
| 財 務 省     | 49,495,938  | 58,910      | 0          | 49,554,848  |
| 文 部 科 学 省 | 687,906     | 4,334       | 0          | 692,240     |
| 厚 生 労 働 省 | 15,198,099  | 1,715       | 4,403,275  | 19,603,089  |
| 農 林 水 産 省 | 8,690,894   | 42,230      | 22,330     | 8,755,454   |
| 経 済 産 業 省 | 1,846,312   | 1,085       | 1,097,375  | 2,944,772   |
| 国 土 交 通 省 | 44,073,537  | 27,137      | 21,081,458 | 65,182,132  |
| 環 境 省     | 4,643,937   | 0           | 165,000    | 4,808,937   |
| 防 衛 省     | 381,519     | 158,251,838 | 0          | 158,633,357 |
| 合 計       | 230,104,348 | 234,593,196 | 30,352,601 | 495,050,145 |

（注）（１）：官公庁施設の建設等に関する法律第10条の規定により、その営繕を国土交通大臣が実施すべき施設

（２）：（１）に示す以外の施設

各省各庁の長から送付された営繕計画書に記載されている計画額について、その計画区分別内訳を表２に示す。

表２ 令和７年度計画区分別計画額

| 各 省 別     | 新 営 等 |             | 改 修 等 |             | 合 計   |             |
|-----------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|
|           | 件数    | 計画額（千円）     | 件数    | 計画額（千円）     | 件数    | 計画額（千円）     |
| 合 同 庁 舎   | 13    | 10,976,143  | 0     | 0           | 13    | 10,976,143  |
| 国 会       | 2     | 724,231     | 61    | 4,142,387   | 63    | 4,866,618   |
| 最 高 裁 判 所 | 9     | 5,142,034   | 5     | 5,917,494   | 14    | 11,059,528  |
| 会 計 検 査 院 | 0     | 0           | 7     | 206,110     | 7     | 206,110     |
| 内閣及び人事院   | 0     | 0           | 14    | 7,463,885   | 14    | 7,463,885   |
| 内 閣 府     | 14    | 16,864,148  | 65    | 10,760,901  | 79    | 27,625,049  |
| デ ジ タ ル 庁 | 0     | 0           | 0     | 0           | 0     | 0           |
| 復 興 庁     | 1     | 0           | 2     | 17,292      | 3     | 17,292      |
| 総 務 省     | 0     | 0           | 69    | 6,434,925   | 69    | 6,434,925   |
| 法 務 省     | 48    | 30,583,364  | 1,890 | 69,765,959  | 1,938 | 100,349,323 |
| 外 務 省     | 12    | 5,062,746   | 346   | 10,813,697  | 358   | 15,876,443  |
| 財 務 省     | 34    | 4,824,621   | 858   | 44,730,227  | 892   | 49,554,848  |
| 文 部 科 学 省 | 2     | 0           | 14    | 692,240     | 16    | 692,240     |
| 厚 生 労 働 省 | 22    | 6,181,894   | 258   | 13,421,195  | 280   | 19,603,089  |
| 農 林 水 産 省 | 79    | 3,242,794   | 330   | 5,512,660   | 409   | 8,755,454   |
| 経 済 産 業 省 | 0     | 0           | 22    | 2,944,772   | 22    | 2,944,772   |
| 国 土 交 通 省 | 70    | 26,816,556  | 416   | 38,365,576  | 486   | 65,182,132  |
| 環 境 省     | 12    | 1,186,822   | 39    | 3,622,115   | 51    | 4,808,937   |
| 防 衛 省     | 238   | 121,746,079 | 435   | 36,887,278  | 673   | 158,633,357 |
| 合 計       | 556   | 233,351,432 | 4,831 | 261,698,713 | 5,387 | 495,050,145 |

緊急度判定基準により個々の営繕計画に対して緊急度を判定した集計結果を表 3 に示す。

表 3 令和 7 年度緊急度別計画額

|             | 緊急度 | 件数    | 計画額 (千円)    |
|-------------|-----|-------|-------------|
| 新<br>営<br>等 | 継 続 | 208   | 200,567,900 |
|             | 特 A | 191   | 19,496,305  |
|             | A   | 56    | 5,088,748   |
|             | B   | 48    | 2,504,522   |
|             | C   | 18    | 895,877     |
|             | D   | 3     | 958,550     |
|             | E   | 0     | 0           |
|             | 評定外 | 32    | 3,839,530   |
|             | 計   | 556   | 233,351,432 |
| 改<br>修<br>等 | 継 続 | 271   | 49,960,752  |
|             | A   | 1,539 | 83,722,817  |
|             | B   | 1,341 | 57,593,672  |
|             | C   | 2     | 264,336     |
|             | D   | 0     | 0           |
|             | 評定外 | 1,678 | 70,157,136  |
|             | 計   | 4,831 | 261,698,713 |
| 合 計         |     | 5,387 | 495,050,145 |

## 注) 緊急度判定基準について

緊急度判定基準は、各省各庁の長から送付された営繕計画書に関して、国土交通大臣が意見を述べるための判断の基準の一つとして定められたものである。

|                     |
|---------------------|
| 営 計 発 第 1 0 2 号     |
| 平 成 1 1 年 8 月 5 日   |
| 最終改定平成29年 3月29日     |
| 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 長 |

### 1. 目的

この基準は、各省各庁の長から送付された営繕計画書に関して個別の意見を述べるための緊急度判定に係る技術的事項を定め、その客観性を確保することを目的とする。

### 2. 新営計画に対する緊急度判定基準

新営事業に係る営繕計画（以下「新営計画」という。）の緊急度は、当該新営計画について、次に定めるところによって算定した新営計画の評点に応じて、それぞれ次の表に定める評語により表すものとする。ただし、継続事業に係るものにあつては、「継続」とする。

#### (1) 計画理由別の評点の算定

計画理由別の評点は、入居予定官署ごとに、その計画理由の要素について、既存施設の更新（既存施設の不具合等により施設を建築することをいう。）の場合は別表1の、新規施設の建築の場合は別表2の計画理由の項に掲げる計画理由のいずれかに分類し、これらの表に定めるところにより、それぞれ評点を算定する（複数の計画理由の要素が一の計画理由に該当する場合にあつては、最も高い評点となるもの。ただし、(2)の計画理由別の評点が最も高い評点とならない場合は、この限りでない。）。

#### (2) 入居予定官署別の評点の算定

入居予定官署別の評点は、入居予定官署ごとに、計画理由別の評点が最も高い計画理由（別表1の備考欄に当該計画理由を主要素としないことが定められているもの及び同欄に定められた主要素としない条件に該当するものを除く。同点のものがある場合にあつては、そのいずれか）を主要素、それ以外の計画理由を従要素とし、主要素の評点の値に、従要素の評点に10分の1を乗じて得た値の合計を加えて得た値とする。

#### (3) 新営計画の評点の算定

新営計画の評点は、入居予定官署別の評点を当該入居予定官署の必要延べ面積に応じて加重平均をして求めた値（入居予定官署が一の場合は、その入居予定官署別の評点の

値)とする。この場合において、当該新営計画が、合同庁舎計画に基づくものであるときは10点、特定国有財産整備計画に基づくものであるときは10点をそれぞれ加算する。

| 評 語 | 定 義              | 評 点       |
|-----|------------------|-----------|
| 特 A | 特に緊急を要する。        | 1 0 0 点以上 |
| A   | 緊急を要する。          | 9 0 "     |
| B   | 至急実施すべきである。      | 8 0 "     |
| C   | できるだけ早く実施した方がよい。 | 7 0 "     |
| D   | 必要は認めるが急がなくてよい。  | 6 0 "     |
| E   | 必要ない。            | 6 0 点未満   |

### 3. 修繕計画に対する緊急度判定基準

修繕計画に係る営繕計画（以下「修繕計画」という。）の緊急度は、当該施設の不具合の状況に照らして、次の表に定めるところによって判定した評語により表すものとする。ただし、継続事業に係るものにあつては、「継続」とする。

| 評 語 | 定 義                |
|-----|--------------------|
| A   | 緊急を要する             |
| B   | 至急実施すべきである         |
| C   | 急がなくてよい            |
| D   | 施設特別整備実施基準に該当しないもの |

#### 備考

- 1 「緊急を要する」とは、次のいずれかに該当する場合とする。
  - ① 地盤の沈下等により主要構造部の障害が著しく、緊急に補強等の措置が必要なもの
  - ② 常時執務又は常時通行に供している部分で、部材のはく落等により人身事故のおそれのあるもの
  - ③ 屋根、外壁、外部建具等からの漏水があるもの  
通常降雨時において執務室（法務局の書庫を含む。）、電算室、電気室、電話交換室等に漏水があり、部分補修が不可能なもの

- ④ 条例、行政指導等により改善を求められているもの（し尿浄化槽の改設、便所の水洗化、飲用不適格と判定された給水設備の改設、老朽化のため機能低下した消火設備等）
  - ⑤ 設備の主要機器で老朽化が著しく、故障が頻発する状態にあるもの  
腐蝕等により漏水の著しい給水設備又は汚水排水設備で部分補修が不可能なもの
  - ⑥ その他特に緊急を要し、要求年度内に実施する必要があるもの
- 2 「施設特別整備実施基準に該当しないもの」とは、施設特別整備に関する営繕計画書のうち計画内容が施設特別整備実施基準に該当しないものとする。



別表1 既存施設の更新の場合

| 計画理由         | 内容                                 | 100   | 90                            | 80                                         | 70                       | 60                                                            | 50              | 40                                                       | 備考                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------|------------------------------------|-------|-------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 老朽           | 施設の老朽（現存率）                         | 50%以下 | 60%以下                         | 70%以下                                      | 80%以下                    |                                                               |                 |                                                          | 災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、左記に基づく評点に10点加算する。                                                                                                                                                                                             |
|              | 経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの |       |                               |                                            |                          |                                                               |                 |                                                          |                                                                                                                                                                                                                                          |
| 狭あい          | 庁舎面積（面積率）                          | 0.5以下 | 0.55以下                        | 0.60以下                                     | 0.65以下                   | 0.70以下                                                        | 0.75以下          | 0.80以下                                                   | 敷地等の関係で増築が可能な場合、主要素としない。                                                                                                                                                                                                                 |
|              | 立退要求がある場合                          |       | 借用期間が切れ、即刻立退が必要なもの            |                                            |                          |                                                               | なるべく速やかに返還すべきもの |                                                          |                                                                                                                                                                                                                                          |
| 借用返還         | 返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合    |       |                               |                                            |                          |                                                               | なるべく速やかに返還すべきもの |                                                          |                                                                                                                                                                                                                                          |
|              | 事務効率低下、連絡困難                        |       |                               | 2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で（同一敷地外）、業務上著しく支障があるもの |                          |                                                               |                 | 同一敷地内に分散、業務上支障があるもの                                      | 相互距離は、通常利用する道路の延長とする。                                                                                                                                                                                                                    |
| 分散           | 都市計画の進捗                            |       | 区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの      |                                            | 区画整理等が事業決定済であるもの（年度別決定済） |                                                               |                 | 区画整理等が計画決定済であるもの                                         | 次に該当する場合、主要素と従要素に区分した上で得られる評点（従要素の場合は0点）の10%。該当する理由がない場合は0点に、次のいずれかを加算し、当該計画理由の評点とする。<br>・シンビックコア計画に基づくもののうち、関連都市整備事業等全てが整備済の場合は7点<br>・地方公共団体の施設と合築整備（同一又は隣接する敷地に増築により一体的に整備する場合を含む。以下同じ。）するもので合築整備が可能な場合は4点<br>・地域防災へ貢献する取組が行われている場合は4点 |
|              | 地域性上の不調                            |       | 周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけ残っているもの   |                                            |                          | 都市計画的にみて地域性上著しい障害のあるもの、又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼の可能性が著しく高いもの |                 | 都市計画的にみて地域性上好ましくないもの、又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼のおそれがあるもの |                                                                                                                                                                                                                                          |
| 立地条件の不良      | 位置の不調                              |       |                               |                                            |                          | 位置が不調当で業務上支障を来しているもの又は公共に不便を及ぼしているもの                          |                 | 位置が不調当で業務上又は環境上好ましくないもの                                  |                                                                                                                                                                                                                                          |
|              | 地盤の不良                              |       | 地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの |                                            |                          | 地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの                                    |                 | 地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの                            |                                                                                                                                                                                                                                          |
| 防災機能に係る施設の不備 | 災害時における必要機能に係る施設の不備                |       |                               |                                            |                          |                                                               |                 | 施設が不備、かつ運用による代替ができないため、業務の遂行が著しく困難なもの又は人命の安全確保が困難なもの     | 改修により対応できる場合は、主要素としない。                                                                                                                                                                                                                   |
|              | 必要施設の不備（災害時における必要機能を除く）            |       |                               |                                            |                          |                                                               |                 | 施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの                   | 敷地等の関係で増築が可能な場合、主要素としない。                                                                                                                                                                                                                 |
| 法令等          | 採光、換気不良                            |       |                               |                                            |                          | 法令による基準より相当低いもの                                               |                 | 法令による基準以下であるもの                                           | 主要素としない。                                                                                                                                                                                                                                 |
|              | 法令等に基づく整備                          |       | 法令、開闢決定等に基づき整備が必要なもの          |                                            |                          |                                                               |                 |                                                          | 国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主要素としない。                                                                                                                                                                                          |

備考  
 1. 「現存率」とは、官庁建物実態調査の結果による。官庁建物実態調査を行っていない施設については、実情を踏まえて評点を付す。  
 2. 「面積率」とは、「現有延べ面積/必要延べ面積」により算出する。  
 ここで、現有延べ面積及び必要延べ面積は、執務面積、会議室等の附属面積、設備関係面積、交通部分面積及び各官署の固有業務に関係した諸室面積を含み、車庫、渡り廊下等を除く面積とする。  
 一般事務庁舎の必要延べ面積は、別表3により算出する。ただし、積み上げにより適切に必要延べ面積を算出している場合は、当該必要延べ面積によることとする。

別表2 新規施設の建築の場合

| 計画理由 | 内容             | 100 | 90 | 80 | 70 | 60 | 50 | 40 | 備考                             |
|------|----------------|-----|----|----|----|----|----|----|--------------------------------|
| 法令等  | 法令等に基づく整備      |     |    |    |    |    |    |    |                                |
|      | 新たな行政需要に対応した整備 |     |    |    |    |    |    |    | 当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよいもの |
| 機構新設 | 機構新設に伴う整備      |     |    |    |    |    |    |    | 整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの          |
|      |                |     |    |    |    |    |    |    | 整備を行わない場合、業務上好ましくないもの          |

別表 3 一般事務庁舎の必要延べ面積の算定式

| 営繕計画書の<br>所要面積 | 1,500m <sup>2</sup> 以上 | 900m <sup>2</sup> 以上 | 300m <sup>2</sup> 以上 | 300m <sup>2</sup> 未満 |
|----------------|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 非木造庁舎          | $7.4N + 0.4N$          | $7.4N + 1.1 + 0.4N$  | $7.4N + 1.2 + 0.4N$  | $7.4N + 1.3 + 0.4N$  |
| 木造庁舎           | $7.1N + 0.4N$          | $7.1N + 1.1 + 0.4N$  | $7.1N + 1.2 + 0.4N$  | $7.1N + 1.3 + 0.4N$  |

備考

- 1 「N」とは、新営一般庁舎面積算定基準に基づく換算人員とする。
- 2 各官署の固有業務に関係した諸室がある場合には、その面積を必要延べ面積に加算する。

## 注) 施設特別整備の整備区分について

施設特別整備は、官庁施設の適切な機能更新と有効活用を図るため、国土交通省が計画的かつ一元的に実施する官庁施設の修繕及び改修等であり、以下の整備区分により構成される。

### (1) 特別修繕

個別施設計画が策定されている一般庁舎を対象とし、施設の経年劣化による機能低下を回復するための修繕、社会的な機能劣化等に対応するための大規模リニューアル及び老朽化の進行を防ぐための計画的な改修（長寿命化改修）。

### (2) 合同庁舎特別整備

個別施設計画が策定されている合同庁舎を対象とし、施設の経年劣化による機能低下を回復するための修繕、施設管理・運営を効率的にするための改善、庁舎の使用調整に伴う大規模な模様替え、附帯施設の整備及び老朽化の進行を防ぐための計画的な改修（長寿命化改修）。

### (3) 耐震対策等施設整備

#### ① 耐震対策

既存施設に対し、現行法令・基準に基づく耐震性能を付与するための改修、大規模空間の天井における地震時の脱落を防ぐための改修、首都直下地震時の首都中枢機能の維持に必要な電力を確保するための改修。

#### ② 防災対策

災害応急対策活動に必要な施設等に対し、防災点検の結果に基づき防災・避難機能を付与するための改修。

### (4) 高齢者・身障者対策施設整備

合同庁舎及び窓口業務を行う庁舎を対象とし、バリアフリー法の趣旨を踏まえ、身体障害者対応エレベーターの設置、自動扉の設置及び多機能トイレの設置等を行うものの。

### (5) 環境対策施設整備

#### ① 環境負荷低減化対策

設備機器のエネルギー消費の高効率化、屋上緑化及び外壁改修に伴う熱負荷の低減等、環境負荷低減を図るための施設の改善を実施するもの。

② 構内緑化等外部環境改善

合同庁舎を対象とし、敷地内の環境を改善し都市緑化等に資するための施設整備。

③ 執務環境改善

吹付けアスベスト（アスベスト含有ロックウールを含む）対策、事務室床の OA フロア化を実施するもの。

（6）津波対策施設整備

津波により浸水するおそれのある地域に所在する官庁施設のうち、構造体の耐震安全性が確保されたものを対象とし、電力、水、通信手段等の確保、活動拠点室等への浸水被害の防止、安全な避難場所及び避難経路等の確保のための措置等を行うもの。

## Ⅱ 令和6年度実施施設整備の現況等調査結果の概要

令和7年度各省各庁営繕計画書に関する意見書の作成に当たり、その基礎資料とするため、令和6年度各省各庁営繕計画書に関する意見書に基づき、意見書に掲載された事項の実施状況について調査を行った。

この調査の集計結果は以下のとおりである。実施額と実施件数については、概ね意見書の緊急度が高いものほど多くなっている。

なお、表中のA及びB区分は下記のとおりである。

A区分：官公庁施設の建設等に関する法律第10条の規定により、その営繕を国土交通大臣が実施すべき施設

B区分：A区分以外の施設

表 4－1 令和 6 年度各省各庁の営繕計画の緊急度別実施状況（金額比較）

|             |       |         | A 区 分    |        | B 区 分    |        |
|-------------|-------|---------|----------|--------|----------|--------|
|             |       |         | 実施額(百万円) | 実施率(%) | 実施額(百万円) | 実施率(%) |
| 新<br>営<br>等 | 意見書記載 | 継続      | 68,130   | 131.7% | 17,673   | 101.3% |
|             |       | 特 A     | 8,175    | 88.4%  | 2,349    | 111.3% |
|             |       | A       | 1,687    | 45.6%  | 1,336    | 58.5%  |
|             |       | B       | 1,418    | 85.5%  | 2,031    | 98.0%  |
|             |       | C, D, E | 64       | 14.0%  | 111      | 100.0% |
|             |       | 評定外     | 43       | 120.0% | 0        | 0.0%   |
|             | 小 計   |         | 79,517   | 119.0% | 23,500   | 97.3%  |
|             | 追 加 分 |         | 698      | —      | 3,798    | —      |
|             | 合 計   |         | 80,215   | —      | 27,298   | —      |
| 改<br>修<br>等 | 意見書記載 | 継続      | 18,417   | 147.7% | 3,398    | 104.8% |
|             |       | A       | 7,332    | 39.4%  | 1,352    | 65.9%  |
|             |       | B       | 6,928    | 53.6%  | 1,160    | 55.6%  |
|             |       | C, D    | 28       | 101.5% | 0        | 0.0%   |
|             |       | 評定外     | 2,461    | 18.8%  | 0        | 0.0%   |
|             | 小 計   |         | 35,166   | 61.6%  | 5,910    | 79.8%  |
|             | 追 加 分 |         | 8,145    | —      | 4,497    | —      |
|             | 合 計   |         | 43,311   | —      | 10,407   | —      |

（注 1）実施額は、令和 6 年度各省各庁営繕計画書に関する意見書に掲載された事項について、令和 5 年度予算又は令和 6 年度当初予算で予算措置されたもの。

（注 2）実施率は、令和 6 年度各省各庁営繕計画書に関する意見書において集計された額を 100 として算出した。

（注 3）評定外は、小規模な改修等を一括計上したものを含む。

（注 4）追加分は、令和 6 年度営繕計画書とりまとめ以後に追加計上されたものである。

（注 5）上記表には、施設特別整備、不動産購入は含まない。

表 4－2 令和 6 年度各省各庁の営繕計画の緊急度別実施状況（件数比較）

|             | 緊急度         |         | A 区 分 |        | B 区 分 |        |
|-------------|-------------|---------|-------|--------|-------|--------|
|             |             |         | 実施件数  | 実施率(%) | 実施件数  | 実施率(%) |
| 新<br>営<br>等 | 意見書記載       | 継続      | 67    | 90.5%  | 16    | 88.9%  |
|             |             | 特 A     | 34    | 35.8%  | 5     | 83.3%  |
|             |             | A       | 8     | 29.6%  | 31    | 96.9%  |
|             |             | B       | 17    | 38.6%  | 18    | 100.0% |
|             |             | C, D, E | 4     | 30.8%  | 1     | 100.0% |
|             |             | 評定外     | 2     | 12.5%  | 0     | 0.0%   |
|             | 小 計         |         | 130   | 49.1%  | 71    | 92.2%  |
|             | 追 加 分       |         | 7     | —      | 134   | —      |
|             | 合 計         |         | 137   | —      | 205   | —      |
|             | 改<br>修<br>等 | 意見書記載   | 継続    | 59     | 71.1% | 24     |
| A           |             |         | 130   | 33.8%  | 61    | 84.7%  |
| B           |             |         | 125   | 44.6%  | 55    | 74.3%  |
| C, D        |             |         | 1     | 100.0% | 1     | 100.0% |
| 評定外         |             |         | —     | —      | —     | —      |
| 小 計         |             | 315     | 32.8% | 141    | 81.7% |        |
| 追 加 分       |             | 302     | —     | 140    | —     |        |
| 合 計         |             | 617     | —     | 281    | —     |        |

（注 1）実施件数は、令和 6 年度各省各庁営繕計画書に関する意見書に掲載された事項について、令和 5 年度予算又は令和 6 年度当初予算で予算措置されたもの。なお、令和 6 年度に設計を行うものとして掲載された事項は集計から除外した。

（注 2）実施率は、令和 6 年度各省各庁営繕計画書に関する意見書において集計された件数を 100 として算出した。

（注 3）改修等における評定外は、件数が不明のものが多いため集計から除外した。

（注 4）追加分は、令和 6 年度営繕計画書とりまとめ以後に追加計上されたものである。

（注 5）上記表には、施設特別整備、不動産購入は含まない。

令和 5 年度予算又は令和 6 年度当初予算で各省各庁において予算措置された事案のうち、意見書に掲載されなかった事案が 583 件あった。今後は、官公庁施設の建設等に関する法律第 9 条に基づいて営繕計画書の作成及び送付を適切に行う必要がある。